

# お知らせ

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言 5月7日(木)～5月31日(日)

## ■全国の都道府県が一体となって取り組む方針

- 1 イベント等の開催や事業活動の自粛など感染防止のための協力要請に対する補償等
- 2 緊急事態宣言の対象地域から他の地域への感染リスクの拡散防止及び国民の行動変容を促すための注意喚起の徹底
- 3 命を守るための医療提供体制の整備
- 4 地域の自由度の高い財政支援制度の創設
- 5 風評被害、差別意識の排除の推進

## ■長野県が重点的に取り組むポイント

- 1 県民の皆様の行動変容を一層強く促すこと  
①外出の自粛要請 ②基本的な感染防止策の徹底 ③県民に対する周知
- 2 県外との往来を徹底的に抑制すること  
①緊急事態措置等 ②県域をまたいだ移動自粛の要請 ③観光・宿泊施設等に対する休業等の検討の協力依頼  
②「信州の観光はお休み中」キャンペーンの継続 ③来県者に対する14日間の外出自粛等の徹底  
④県外からの帰省の自粛
- 3 安心できる医療提供体制。検査体制の確立を図ること  
①医療提供体制の確立 ②検査体制等の拡充 ③医療資材・人材の確保等
- 4 「新しい生活様式」への移行を推進すること  
①緊急事態措置等  
②遊興施設、運動・遊技施設、劇場等に対する要請 ③食事提供施設に対する営業時間の短縮の要請  
②「新型コロナ対策推進の店」宣言制度(仮称)の創設 ③旅館・ホテル・飲食店など の「新しい生活様式」への転換支援  
④不特定多数の人が利用する施設・店舗等における営業

## メールでの情報提供を希望される方は商工会へご連絡ください！

全国商工会連合会では、新型コロナウイルス感染症に係る補助金・助成金、融資、支援施策などの情報を迅速にお届けするため、会員のみならずご登録いただいたメールアドレスへ情報を配信いたします。情報提供を希望される方は配信先のメールアドレスを商工会までご連絡ください。商工会にて登録申請をいたします。

(山形村商工会E-mail [shoukou@go.tvm.ne.jp](mailto:shoukou@go.tvm.ne.jp))

※メールアドレス等の個人情報につきましては、新型コロナウイルスに係る支援策の情報提供の範囲に限り利用させていただきます。



西 山 昨年度より山形村男女共同参画推進委員として会議に出席させていただいております。「推進」する立場になりましたが「男女共同参画」という言葉はなんとなく知っている程度で…。みなさんはどうでしょうか。「男女共同参画」とは性別に関わりなく、能力や意欲に応じて、活躍できる状態のことを言うそうです。山形村でも20年近く前から取り組み計画は第4次まで策定されました。なかなか進んでいないことが伺えます。近年は「男女」からもっと広い意味で「すべての人」が自分らしく生きるというようなとらえ方になっているようです。周囲の言動を自分の枠にあてはめようとせず「認める」「気づく」「受け入れる」ことを日頃からこころがけていきたいと思っております。(簡)



# 商工やまがた

No.82 令和2年4月

新型コロナウイルス対応

## 商工会員事業所応援商品券



1,000円

利用期間

令和2年7月31日

まで

本券1枚で商工会員の事業所で1,000円分の商品の購入やサービスが受けられます

(ザ・ビッグ山形店及びツルヤでは利用できません)

発行 山形村商工会会長 林 和男



新型コロナウイルス感染拡大に伴う

## 《会員事業所応援商品券(無償)の発行》

新型コロナウイルス感染拡大は山形村商工会の会員事業所に甚大な影響を及ぼしている状況です。商工会としてできる限りの応援を検討するなかで、村からの助成を戴き「山形村商工会事業者応援商品券」を無償で発行することとしました。商工会員の相互扶助による連携強化のためにお役立て戴きますよう宜しくお願い致します。

1. 名称 「山形村商工会事業所応援商品券」
2. 発行期間 令和2年5月1日から7月31日
3. 換金期間 令和2年5月7日から8月31日(平日の午前10時～午後4時)
4. 発行規模 1会員事業所へ1,000円の商品券20枚配布(費用は村からの助成と商工会負担)
5. 内容 (1)山形村商工会員の事業所で商品の購入やサービス等の提供が受けられます。  
(2)会員応援のための事業ですので会員事業所でご利用ください。  
(3)山形村商工会事務所にて換金します。  
(4)利用する会員事業所の同意が得られれば前払金としての利用も可能です。  
(5)できるだけ早めにお使いください。

## 令和元年度補正予算 小規模事業者持続化補助金公募開始

小規模事業者等が取り組む販路開拓等の取組の経費の一部を補助することにより、地域の雇用や産業を支える小規模事業者等の生産性向上と持続的発展を図ることを目的とします。

本補助金事業は、持続的な経営に向けた経営計画に基づく、小規模事業者等の地道な販路開拓等の取組や、あわせて行う業務効率化の取組を支援するため、原則50万円を上限に補助(補助率:2/3)するものです。

申込受付開始 令和2年3月13日(金)

第1回受付締切 令和2年 3月31日(火) 第2回受付締切 令和2年 6月 5日(金)

第3回受付締切 令和2年10月 2日(金) 第4回受付締切 令和3年 2月 5日(金)

※第5回受付締切以降(令和3年以降)については、今後改めてご案内します。

## 令和2年度補正予算 <コロナ特別対応型>小規模事業者持続化補助金

新型コロナウイルス感染症が事業環境に与える影響を乗り越えるために前向きな投資を行いながら販路開拓等に取り組む事業者への重点的な支援。

(補助対象経費の6分の1以上が、以下のいずれかの要件に合致する投資であること)

A: サプライチェーンの毀損への対応

顧客への製品供給を継続するために必要な設備投資や製品開発

B: 非対面型ビジネスモデルへの転換

非対面・遠隔でサービス提供するためのビジネスモデルへ転換するための設備・システム投資

C: テレワーク環境の整備

従業員がテレワークを実践できるような環境を整備すること

申請受付開始 令和2年5月1日(金)

第1回受付締切 令和2年5月15日(金) 第2回受付締切 令和2年6月5日(金)

今回の公募においては、特例として、2020年2月18日以降に発生した経費を遡って補助対象経費として認められます。  
補助上限 100万円 (150万円の支出の場合、その2/3の100万円を補助)

## <持続化給付金> (国からの給付金)

新型コロナ感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金。

【給付額】法人は200万円 個人事業者は100万円 ※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限

【給付対象な主な要件】

1. 新型コロナの影響により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者。

2. 2019年以前から事業による事業収入(売上)を得ており、今後も事業継続する意思がある事業者。

3. 法人の場合は、①資本金の額又は出資の総額が10億円未満、又は、②上記の定めがない場合、常時使用する従業員が2,000人以下である事業者。

※申請方法は、持続化給付金の申請用ホームページから電子申請 スマートフォンやタブレットからも申請可能

・申請に必要な書類等

①2019年(法人は前事業年度)確定申告書類 ②売上減少となった月の売上台帳の写し ③通帳の写し

④本人確認書類の写し

## 『特別定額給付金』

政府が発表している新型コロナウイルスの緊急経済対策として全国民向けに一律10万円給付概要。

・申請の受付と給付開始日は市区町村が決める。

・現金給付の起源は、申請受付開始から3カ月以内。

・住民基本台帳に記載されている全ての方が給付対象

・世帯主が郵送もしくはオンラインにて家族分を含めた金額を一括申請

郵送：申請する際に、本人確認書類の添付が必要(運転免許証のコピー等)

オンライン申請：マイナンバーカードが必要

・市区町村が世帯主根拠の銀行口座に家族分まとめて振込む。

## 経済産業支援協定

10年前(2010年)より山形村商工会と河津町商工会が交流を始め、11月の「道祖神と新そば祭り」に出店して頂いたり、河津町で12月に行われる「河津寄って軽トラ市」に当商工会が出店し、両、町村の特産品の販売やPRを行ってきました。より、地域活性化・産業支援のためのイベント、地域づくり、情報発信や販路拡大、自然災害等による産業復興支援などの連携を強化するため、「経済産業支援協定」を1月24日に締結しました。



地元の伊豆新聞に掲載



## 河津桜まつり

第30回 河津桜まつり

(2020年2月10日(月)~3月10日(火)開催)

河津町商工会との交流事業の一環として、第30回の河津桜祭りへ「やまっちそば」が期間限定(2月14日~2月27日)の14日間初出店致しました。新型コロナウイルスの影響で期間全体での入込客数は前年比約42.4%減。初めてのことで試行錯誤しながら、山形村「やまっちそば」のPRをすることが出来ました。



## 村への要望書

新型コロナウイルス感染症拡大の影響は甚大であり、地域経済にとってもかつて経験の無いほどの影響を受けています。特に飲食業者については村内店舗に出向き聞き取り調査を行った結果からも危機的な状況がうかがわれました。また、他の商工業者においても今後一層の業績悪化が予想されます。こうした状況をふまえて、4月22日(水)に村へ新型コロナウイルス感染拡大に伴う影響を受けてる事業者への支援等の要望書を提出しました。



## 青年部

4月11日(土)に予定していた青年部通常総会が新型コロナウイルス感染症の影響により、初めて書面決議にて行われることとなりました。そんな中、緊急事態宣言が全国へ出て、外出自粛・学校が休校になったりとすべての面での影響が各事業所においても出ております。そんな中、新型コロナ対策として相互扶助の精神で青年部員の事業所を部員たちで応援しようと「青年部応援商品券」を発行することになりました。

